大山町における障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和元年９月１日策定

１ 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務を積極的に調達することにより、障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

２ 調達方針策定の意義

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障がい者の雇用を支援する対策を図るとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められている。

このような観点から、障がい者就労施設等が供給する物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための調達方針を策定する。

３ 調達の実施

（１）障がい者就労施設等から提供可能な物品等について福祉介護課を窓口とし、共同受注窓口等で情報収集等をおこない、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。

【共同受注窓口】特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター
〒683-0802 米子市東福原1-1-45 電話0859-31-1015

（２） 発注時には、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないよう努める。

（３） 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定に基づき、原則として随意契約により契約を締結する。

４ 調達目標額

令和元年度においては、前年度までの実績を上回ることを目標とする。

５ 対象となる品目

・役務 （清掃・軽作業等）
・物品 （農作物等）

６ 調達方針及び調達実績の公表

（１） 調達方針を作成した時は、町ホームページ等により、速やかに公表する。
（２） 調達実績は、会計年度終了後、町ホームページ等により、速やかに公表する。